

第9-14表 育児に対する経済的支援(児童手当等)

Table 9-14: Financial support for childcare, including child benefits

	日本		イギリス	
種別	児童手当 <sup>1)</sup>	扶養控除(所得税、住民税)	児童給付	児童税額控除
根拠法令	児童手当法(1971年)	所得税法(1965年)、地方税法(1950年)	1975年児童給付法	2002年税額控除法
管理運営主体	市区町村(公務員は所属庁で実施)	国税庁、都道府県、市区町村	歳入関税庁	
財源	国、地方(都道府県、市町村)、事業主拠出金で構成		一般財源	
受給(適用)要件	15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父母、その他の保護者	(控除対象)扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の者	16歳未満(フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳まで)の子を扶養している者。  2013年1月より、収入が年間で5万ポンドを超える所得者を世帯に含む場合は、減額措置あり	収入が年間で15,860ポンドを超える場合等、減額措置あり。(2012年)
給付(控除)内容	(1)所得制限額未満の者:3歳未満は月額1万5000円、3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)は月額1万円、3歳以上小学校修了後(第3子以降)は月額1万5000円、中学生は月額1万円 (2)所得制限額以上の者:当分の間の特例給付月額5000円 ※所得制限額は年収960万円(夫婦・児童2人世帯)を基準に設定、2012年6月分から適用		第1子は20.30ポンド／週、第2子以降は一人当たり13.40ポンド／週(2012年)	家族控除 545ポンド／年、児童加算 2,690ポンド／人・年(2012年)
備考	保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能(いずれも市町村が実施するかを判断)			

(注) 1) 日本の2010年から実施されていた「子ども手当」は2012年3月31日をもって廃止され、同年4月から児童手当法に基づく児童手当に戻った。

## 9 勤労者生活・福祉

第9-14表 育児に対する経済的支援(児童手当等)（続き）

Table 9-14: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

	ドイツ			フランス	
種別	児童手当	育児追加補助金 (Kinderzuschlag)	児童扶養控除	家族手当	乳幼児迎え 入れ手当の 基礎手当
根拠法令	1996年租税法62条及び児童手当法	児童手当法	1996年租税法	社会保障法典	
管理運営主体	家族金庫(連邦雇用エージェンシー内に付設), 監督指揮権は、連邦家庭省にある。	税務署		全国家族手当金庫(CNAF)	
財源	連邦(74%)及び州・市町村(26%)の一般財源			企業の拠出金(44.2%, 2011年, 以下同様), 一般福祉税など租税(22.0%), 諸手当に対する国及び県の負担金(21.5%) (↑全国家族手当金庫(CNAF)の主な財源)	
受給(適用)要件	18歳未満(失業者は21歳未満, 学生は25歳未満, 障害者は無制限, ただし子自身の年収が8,004ユーロ(2010年より)を超えてはならない)の子を扶養している者	児童手当を受給していること。最低所得(両親900／片親600ユーロ)を超えており, 家族の生計費等から個別に算出される所得上限を超えていないこと。	20歳未満の子を2人以上扶養している者(所得制限なし)	2004年1月1日以降に生まれた3歳未満の子がいる親(所得や子の数に応じて制限がある)	
給付(控除)内容	第1子・第2子は月184ユーロ, 第3子は月190ユーロ, 第4子以降は1人につき215ユーロ(2010年より)。	子1人につき月額140ユーロ。10学年修了までの児童生徒に対し, 新学年の学用品購入用にさらに年1回(8月)100ユーロを追加支払い(2009年8月より)。	子1人につき年間7,008ユーロ(基本額4,488ユーロ, 教育費用相当額2,520ユーロ)が所得から控除される(2010年/夫婦合算課税の場合)。	子の年齢や数に応じて決まる。11歳未満の子2人の場合, 月額127.05ユーロ(2012年12月20日現在)	月額182.43ユーロ (2013年1月1日現在)
備考	児童手当か児童扶養控除か有利なほうが適用されるほか, 社会保障上の優遇措置がある。 また, 2歳以下の子を持つ非就業, 不完全就業(週30時間以下の就業)の者(両親休暇取得中の者)も受給可能。			上記以外に様々な家族給付があるほか, 税制上又は年金上の優遇措置がある。	

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」, 日本:厚生労働省, 内閣府, 財務省ウェブサイト, イギリス:歳入関税庁ウェブサイト等, ドイツ:連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ウェブサイト, フランス:家族手当金庫(CAF), 政府公共サービスウェブサイト